

技術者の配置における事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市が発注する請負工事において、建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第26条の規定による主任技術者等（主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐をいう。以下「技術者」という。）の適正な配置を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(監理技術者の配置を必要とする工事請負契約)

第2条 監理技術者の配置を必要とする工事請負契約は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 下請契約の請負代金の額の総額が建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「令」という。）第2条の規定による金額以上となる可能性を有すると認められるもの

ただし、下請契約の請負代金の額の総額が令第2条の規定による金額を下回り、「下請契約に関する誓約書」（第3号様式）が提出された場合はこの限りでない。

(2) 落札候補者が共同企業体のもの（代表者のみ）

(3) その他財政局長が特に必要と認めるもの

2 財政局長は、落札候補者から前項第1号に掲げる「下請契約に関する誓約書」（第3号様式）が提出された場合は、第3条第3項に規定する様式を提出させるものとする。

(配置予定技術者の確認等)

第3条 財政局長は、監理技術者の配置を必要とする工事請負契約の一般競争入札を実施する場合においては、監理技術者の適正な配置を確認するために、落札候補者から配置予定監理技術者の「配置予定技術者届」（第1号様式その1〔共同企業体の場合においては第1号様式その1及び第1号様式その2〕）及び監理技術者資格者証（裏面に監理技術者講習修了履歴のラベルを貼付したものの）の両面の写しを提出させるものとする。

2 前項において、落札候補者が、建設業法第26条第3項ただし書及び同項第1号により専任義務を緩和する場合（以下、「専任特例1号」という。）の配置を予定している場合は、要件を満たしているか確認するために、落札候補者から「人員の配置を示す計画書」を併せて提出させるものとする。

なお、落札候補者が、営業所技術者等を、専任を要する工事現場の主任技術者等として配置を予定している場合にも、専任特例1号の場合と同様の書類を提出させるものとする。

3 第1項において、落札候補者が、建設業法第26条第3項ただし書及び同

項第2号により専任義務を緩和する場合（以下、「専任特例2号」という。）の配置を予定している場合は、当該専任特例2号による監理技術者に加え、監理技術者補佐の適正な配置を確認するために、落札候補者から配置予定監理技術者補佐の「配置予定技術者届」（第1号様式その3）及び監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など）の写しを併せて提出させるものとする。

4 財政局長は、主任技術者の配置を必要とする工事請負契約の一般競争入札を実施する場合においては、主任技術者の適正な配置を確認するために、落札候補者から配置予定主任技術者の「配置予定技術者届」（第1号様式その1）及び「技術検定合格証明書」等の写し又は「主任技術者経歴証明書」（第2号様式）を提出させるものとする。

5 財政局長は、落札候補者の配置予定技術者について「発注者支援のためのデータベース・システム」に登録されている情報その他の適切な方法により、他工事の従事状況等を確認するものとする。

（技術者情報の共有）

第4条 財政局長は、前条の規定に基づき請負者から提出された「配置予定技術者届」等を工事担当部局長へ送付するものとし、工事担当部局長は、「現場代理人・主任技術者等設置（変更）届」（川崎市契約規則〔昭和39年川崎市規則第28号。以下「契約規則」という。〕第18号様式）との照合を行うものとする。

2 工事担当部局長は、専任配置技術者に変更があった場合は、請負者には「発注者支援のためのデータベース・システム」データの変更を指導し、財政局長には請負者から提出された「現場代理人・主任技術者等設置（変更）届」（契約規則第18号様式）の写しを提出するものとする。

（技術者の適正配置の確認）

第5条 財政局長は、前条第2項の規定に基づき工事担当部局長から「現場代理人・主任技術者等設置（変更）届」（契約規則第18号様式）の写しが提出されたときは、「発注者支援のためのデータベース・システム」に登録されている情報に基づき、技術者の専任配置の状況について調査をするものとする。

2 前項の規定による調査の結果、専任配置につき疑義が生じた場合は、当該疑義に関する事項を工事担当部局長へ報告するものとする。

3 工事担当部局長は、前項の規定による疑義に関する調査の結果を財政局長へ報告するものとする。

（周知徹底）

第6条 財政局長及び工事担当部局長は、相互に協力して請負者に対して、技術者の適正な配置が徹底されるよう指導するものとする。

附 則

この要領は、平成13年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年1月1日から施行する。
(技術者の配置における事務取扱要領運用指針の廃止)
- 2 技術者の配置における事務取扱要領運用指針（平成28年6月1日施行）
は、廃止する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。